



福祉の 知っておきたい基礎知識

障害児通所支援の今 その2 障害児通所支援がめざすもの

福祉の主要な制度や仕組み、支援技術や対象、機関等に関するテーマを取り上げます。新任者にとっては学びの入口となり、経験者にとっても忘れてはいけない基本事項を改めて確認できるコーナーです。



竹之内 章代
(たけのうち・あきよ)
東北福祉大学総合福祉学部
社会福祉学科 教授
認定社会福祉士（障害）。
一般社団法人茨城県社会
福祉士会会長、社会福祉
法人茨城県社会福祉協議
会会長、NPO法人スペース空理事長。相談支援
と生活介護のほか、障害児の発達相談や療育に
も携わっている。

■子ども家庭福祉の理念および障害がある子どもの支援の基本理念

児童福祉法は1947（昭和22）年に制定され、これまでも何度かの改正を重ねてきましたが、2016（平成28）年改正においては、大きく理念が変わりました。この改正では、1989（平成元）年に国連が定め、日本が1994（平成6）年に批准した児童の権利に関する条約（以下、権利条約）の精神を基礎として、子どもが権利の主体者として尊重され、保護されることが規定されました。

この改正以前は、子どもが「心身ともに健やかに育成されること」「愛護されること」とされていましたが、2016年改正では「適切に養育されること」「愛され、保護されること」「心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」、さらに「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され」「最善の利益が優先

して考慮」されることと示されました。

これは権利条約において、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を柱として、前者3つの権利を「受動的権利」、最後のひとつを「能動的権利」としたことにより、それまで児童福祉法で規定されてこなかった「能動的権利」としての子どもの意見表明や自己決定の尊重などが保障されるようになったことを表しています。

また、障害のある子どもたちは意見表明が難しいことがありますが、重度の障害がある子どもたちも言語以外でさまざまに表現しています。にもかかわらず、それがなかったかのように本人が意見をもつこと（意見形成）の支援や本人の思いや意見を聞くこと（意見表明）をしなくてもよいということにはなりません。

これに対応するために、2024（令和6）年8月に「障害児支援における子どもの意思の尊重・最善の利益の優

えていきます。

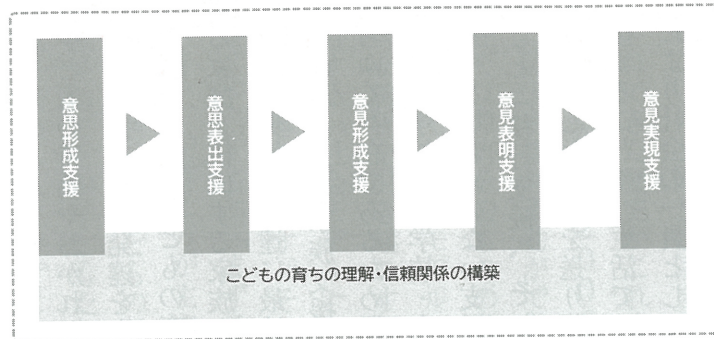
そのなかでは、本人にとって身近な環境である家族への支援も重要となります。子どもを支えるということは家族を含め、子どもにとって最適な環境を（物理的にも、人的にも）提供することが重要といえます。

■家庭支援・地域連携における障害児通所支援の役割

前号で支援までの流れを確認しましたが、支援につながるまでは乳幼児健診等を経て、診断等を受け、相談支援を通じて「障害児支援利用計画」を策定していきます。これらのプランを受けて、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所では、「個別支援計画」を前掲のガイドラインを踏まえ策定していきます。

ガイドラインでは、障害児支援の役割として「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の4

図 子どもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた手順



（出典：子ども家庭庁「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」（令和6年8月））

先考慮の手引き」が出されています。この手引きの手順（図）を踏むことが、本人の権利擁護や自己決定のために活用されることを期待します。

つまり、障害がある子どもたちにおいても受動的権利はいうまでもなく、能動的権利としての意見表明や自己決